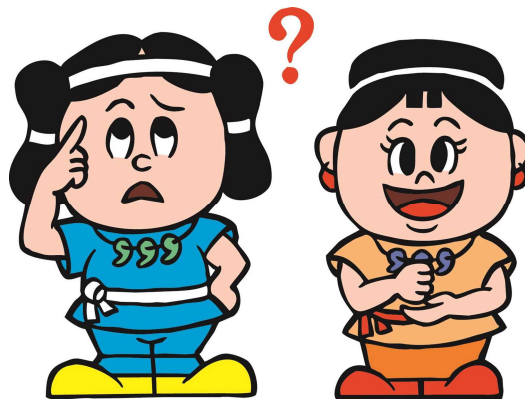


令和5年10月

春日市 都市整備部 下水道課

【春日市版】
下水道事業 用語集
(経理関係)



春日市マスコットキャラクター かすがくん・あすかちゃん

あ行

あずかりきん 【預り金】

現金で返済（支払）すべき一時的な預り金。

職員の給与から引いた所得税や住民税、会計年度任用職員の社会保険料（本人負担分）、下水道使用料の還付未済金（使用者からの請求待ち）などが計上される。

いじかんりひ 【維持管理費】

日常の下水道施設の維持管理に要する経費のうち、資本費（減価償却費、支払利息）を除いた額。

職員給与費、流域下水道維持管理負担金、企業団への賦課徴収委託料、修繕費などが含まれる。

いちじかりいれきん 【一時借入金】

年度途中における収支時期のくいちがいによる一時的な資金不足を補い、予算内の支出をするために借り入れるもの。

（原則としてその事業年度内に返済しなければならないが、資金不足等のため返済できない場合は、その返済できない額を限度として年度末に借り換えることができる。

なお、予算書に定める一時借入金の限度額は、当該事業年度に借り入れる一時借入金の最高限度額を規定するものであり、当該事業年度内の一時借入金の累積総額ではない。）

いちねんきじゅん 【1年基準】（＝ワン・イヤールール）

年度末（貸借対照表日）から1年以内に回収（現金化）や支払いができるかどうかによって、流動資産（負債）、固定資産（負債）に分類する会計上の基本ルール。

いっばんかいけいくりいれきん 【一般会計繰入金】

地方公営企業法第17条の2の「経費負担の原則」の規定に基づき、下水道使用料を充てることが適当でない経費等について、一般会計から下水道事業会計に繰り入れるもの。

毎年、総務省より示される繰出基準によるもの（＝基準内）と、それ以外の政策的経費によるもの（＝基準外）とに分類される。

いっばんかいけいくりだしきじゅん 【一般会計繰出基準】

一般会計（公費）が負担すべき経費の算定基準。

毎年4月に総務省から通知が出され、この基準に基づく繰入金は、基準内繰入金とされる。

うすいこうひ おすいしひ げんそく 【雨水公費・汚水私費の原則】

「雨水公費」とは、雨水が自然現象によるものであり、雨水対策をすることは浸水などの被害を防ぎ、その受益が広く市民に及ぶことから、その経費は公費（税金）でまかなうという考えのことをいう。

「汚水私費」とは、汚水が日常生活や生産活動によって生じるもので、下水道の使用量がどれだけの量の汚水を排出したかを測定できることから、排出量に応じて下水道使用料を徴収し、その収入で汚水処理のための費用をまかなうという考えのことをいう。

（（財）日本都市センターに設置された下水道財政研究委員会において5回（昭和36年～昭和60年）にわたり提言され、現在の一般会計繰出基準の大原則とされている。）

【雨水処理に要する経費】

一般会計繰入金の1つ。

雨水施設に係る資本費（減価償却費、支払利息）と維持管理費（雨水幹線のしゅんせつ委託料、修繕費など）に相当する額を一般会計から繰り入れるもの。

なお、小倉第2雨水貯留施設用地（土地）については、減価償却費が発生しないため、当該起債に係る元金償還金を一般会計から繰り入れている（平成30年度～令和25年度）。

【営業外収益】

預貯金などから生じる受取利息など、金融財務活動その他主たる営業活動以外の原因から生じる収益。

その他、他会計補助金、長期前受金戻入、雑収益が計上される。

【営業外費用】

企業債の支払利息などの、金融財務活動に伴う費用及び事業の経営活動以外の活動によって生じる費用。

その他、過年度分の下水道使用料の還付などの雑支出が計上される。

【営業収益】

主たる営業活動から生じる収益。

下水道使用料、他会計負担金が計上される。

【営業循環基準】

通常の営業活動で発生する未収金、未払金などは、現金化されるまでの期間が1年を超えるものであっても、流動資産（負債）に分類するという考え。

この基準で判断できないものについて、

1年基準（ワン・イヤー・ルール）が適用され、「流動」と「固定」が分類される。

【営業費用】

主たる営業活動のために生じる費用。

管渠費、業務費、流域下水道費、総係費、減価償却費が計上される。

【汚水処理費】

汚水の処理をするために必要な維持管理費及び資本費。

【か行】

【貸倒引当金】

直近3ヵ年における不納欠損率の平均値を元に、下水道使用料の未収金のうち、回収することが困難と見込まれる額を見積もり、計上するもの。

不納欠損が生じた場合、貸倒引当金を取り崩すこととなる。

【貸倒引当金繰入額】

貸倒引当金を計上するための費用。

年度末において必要な貸倒引当金を計上するため、不足する差額を補充する意味合いを持つ。

【管渠費】

管渠（下水を収集し、排除するための配水管、一般的に言われる「下水管」）の維持補修に要する経費。修繕費（マンホール蓋の高さ調整など）、雨水幹線や汚水管のしゅんせつ委託料などが計上される。

^{かんせつほう} 【間接法】（キャッシュ・フロー^{けいさんしよ}計算書）

キャッシュ・フロー計算書の作成方法の1つ。

損益計算書の当年度純利益に、現金収支を伴わない収益、費用の調整などを行って、キャッシュ・フロー（お金の流れ）を表示する方法。

民間企業においても、多くが間接法を採用しており、春日市においても間接法を採用している。

（間接法を採用するメリットとして、損益計算書や貸借対照表の数値をもとに作成できるため、作成が比較的容易であること、4条資本的収支の補填財源の内訳が明示されることなどが挙げられる。）

^{かんせつほう} 【間接法】（減価償却費^{げんかしよきやくひ}）

有形固定資産における減価償却費の計上方法。

費用として借方に減価償却費を計上するとともに、資産の減少額として、同じ金額を減価償却累計額として貸方に計上する。

^{かんちようかいけいほうしき} 【官庁会計方式】

⇒【企業会計方式】参照

^{きかい} 【機械及び装置^{そうち}】

春日市下水道事業においては、ポンプ設備（小倉第1雨水幹線揚水設備、日の出町調整池）が計上される。

^{きかんそんえきけいさん} 【期間損益計算】

1事業年度という期間における事業の収益と費用を把握して計算し、経営成績を明らかにすること。

^{きぎようかいけいほうしき} 【企業会計方式】

地方公営企業法の適用事業における会計方式を「企業会計方式」といい、資産、負債及び資本の概念を持ち、発生主義による複式簿記で経理される。春日市はこの方式を採用している。

これに対して、地方公営企業法の非適用事業における会計方式を「官庁会計方式」という。資産、負債及び資本の概念がなく、現金主義による単式簿記で経理される。

^{きさい} 【起債】

企業債を発行すること。

^{きぎようさい} 【企業債】

地方公共団体が、地方公営企業の建設、改良等に要する資金に充てるために発行する地方債のこと。

地方公営企業法の適用事業において用いられる用語で、非適用事業の場合には「地方債」が用いられる。

^{きぎようさいめいさいしよ} 【企業債明細書】

貸借対照表に計上される企業債の内訳を表したもの。

春日市では、償還済みの企業債を含め、すべての企業債について発行年月日、償還高、未償還残高、利率などを表示している。

^{けいさんしよ} 【キャッシュ・フロー計算書】

1事業年度のお金の流れに関する報告書。業務活動、投資活動、財務活動の3つに区分して作成される。

発生主義会計に基づいて作成される損益計算書で把握できない、現金の収入・支出（お金の流れ）に関する情報を得ることができるとともに、3つの活動区分ごとのキャッシュ・フローを見ることで、企業の経営状況を確認することができる。

【給与費明細書】

予算において相対的に重要性が高い給与費の予算の適正化を図るために、給与費の内容（3条・4条）を一覧にし、その内訳を明らかにするもの。

（地方自治法に規定する職員手当ではない「児童手当」は、給与費明細書に含まない。）

【業務費】

下水道使用料の賦課徴収に要する経費。

水道企業団への賦課徴収委託料、賦課徴収に係る郵便料、印刷製本費などが計上される。

【組入資本金】

減債積立金を使用して企業債を償還した場合に、その減債積立金相当額について、条例の規定に基づき、自己資本金に組み入れたもの。

その他、未処分利益剰余金を議会の議決を経て、資本金に組み入れることもできる。

【繰替運用】

財政上必要がある場合に、条例の規定に基づき、特定の目的のために積み立てた基金を一般会計や特別会計などの歳計現金に繰り替えて運用すること。

平成27年度において、一時的な資金不足が生じたため、春日市公共施設等整備基金を下水道事業会計に繰り替えた。

【繰延収益】（＝長期前受金）

負債のうち、減価償却を行うべき固定資産の取得または改良に充てるために交付を受けた補助金等のこと。

取得した固定資産の減価償却費に対応する収益の前受金としての性質をもつ。

固定負債・流動負債が、後日、他人に対して支払うべき金銭債務のことをいうのに対し、繰延収益は、補助金等により取得又は改良した固定資産の減価償却等を行う際に、償却見合い分を順次収益化し、損益計算書に計上することにより、減価償却費をどのような財源で賄ったかを明確にしておくためのものであり、会計上の負債に過ぎないものである。

【下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費】

一般会計繰入金の1つ。

特定施設の水質検査手数料、総係費のうち業務従事割合分（令和5年度：2%）などを一般会計から繰り入れるもの。

【減価償却費】

期間損益計算の考えから、固定資産の取得費を各事業年度に配分し、固定資産の経済的な価値の減少分として費用計上したもの。（※土地は減価償却しない）

なお、減価償却の限度額について、有形固定資産の場合は、帳簿原価の95%とされており、無形固定資産の場合は全額減価償却が可能である。

【減価償却累計額】

減価償却費の累計であり、資産の経済的な価値の減少分を表す。

【現金主義】 ⇒ 【発生主義】 参照

【減債積立金】

企業債の償還に充てるための積立金。

春日市下水道事業では、毎事業年度生じた利益（未処分利益剰余金）を、条例の規定により減債積立金として積み立てている。

けんせつかいりょうきぎょうさい 【建設改良企業債】

公共下水道事業債と流域下水道事業債のことをいう。

けんせつかりかんじょう 【建設仮勘定】

固定資産へ振り替える前の支出を整理するための勘定科目。

公共下水道費（4条予算）の年度中の支出は、一旦、建設仮勘定に整理され、当該年度に取得（完成）した構築物などの固定資産へ年度末に振り替えられる。

貸借対照表に計上される建設仮勘定には、主に翌年度以降の工事のために支出された委託料（基本計画策定、実施設計など）が計上される。

けんせつかりかんじょうちようきまえうけきん 【建設仮勘定長期前受金】

建設仮勘定の財源（主に国庫補助金）。

げんだんい 【原単位】

1人当たりの汚水排出量を表す。

原単位に水洗化人口を乗じることにより有収水量を算出できるため、下水道使用料の将来予測などに活用される。

こうぐ・きぐ及びひひん 【工具・器具及び備品】

春日市下水道事業においては、管内調査用カメラ、酸素ガス検知器などが計上される。

こうちくぶつ 【構築物】

春日市下水道事業においては、管渠（汚水・雨水）、調整池などが計上される。

こうどしより 【高度処理】

環境基準の達成等の目的のため、活性汚泥法や標準散水ろ床法よりも高度に下水を処理することができる方法により、下水を処理すること。

こうどしより よう けいひ 【高度処理に要する経費】

一般会計繰入金の1つ。

下水の高度処理に要する資本費及び維持管理費に相当する額の2分の1を一般会計から繰り入れるもの。

こていしきん 【固定資産】

資産のうち、通常の営業循環内になく、1年以内に現金化されないもの。

こていしきんめいさいしょ 【固定資産明細書】

貸借対照表に記載された固定資産の内訳を表したもの。税抜きで表示される。

こていふさい 【固定負債】

負債のうち、返済（支払）期限が1年以上に到来するもの。

こゆうしほんきん 【固有資本金】

地方公営企業法適用の際、資産の額から負債の額を差し引いた残額のうち、国庫補助金、工事負担金等として区分できないものであり、蓄積された剰余金として企業内部に存在するもの。

さ行

ざいせいゆうししきん 【財政融資資金】

財政融資資金法の規定により、財務大臣が管理、運用する資金。

地方債計画に計上された公的資金として貸付を行う。

さんじょうよきん しゅうえきてきしゅうし 【3条予算】（＝収益的収支）

1 事業年度の経営活動に伴い発生が予定されるすべての収益とそれに対応するすべての費用をいう。

地方公営企業法施行規則別表5の予算書様式第3条に規定されていることから、「3条予算」という。

ざんぞんかがく 【残存価額】

耐用年数が経過した後に残る固定資産の価額をいう。

有形固定資産については取得価額の10%、無形固定資産については0円である。

じぎょうほうしゅう 【事業報酬】

企業債の元金償還金など、4条予算における不足額に充てられるものであり、維持管理費、資本費と並び、下水道使用料の対象経費とされる。

しきんふそくひりつ 【資金不足比率】

公営企業の経営状況を判断する比率をいい、資金不足比率が経営健全化基準である20%以上になると、経営健全化団体となり、経営健全化計画を策定し、経営改善に取り組む必要がある。

資金不足比率は資金の不足額（＝流動負債－流動資産）を事業規模（＝下水道使用料＋雨水処理負担金）で割って算出される。

ちなみに、春日市では資金不足比率は生じていない。

しさんいじひ 【資産維持費】

将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化（耐震化等）等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用として、適正かつ

効率的、効果的な中長期の改築計画に基づいて算定するもの。

しほんきん 【資本金】

企業の総資産額から総負債額を差し引いた残額であり、後日、企業外部に支払うべき額を差し引いた企業自身に帰属する財産の額を示すもの。企業の「正味財産高」ということができる。

固有資本金、繰入資本金、組入資本金に分類される（春日市では繰入資本金はない）。

しほんじょうよきん 【資本剰余金】

土地（＝償却資産以外の固定資産）の取得に充てられる国庫補助金、受贈財産評価額などをいう。

しほんてきしゅうし よんじょうよきん 【資本的収支】（＝4条予算）

将来の経営活動に備えて行う建設改良及びそれに係る企業債償還金等の支出とその財源となる収入をいう。

支出の効果が翌事業年度以降に及び、将来の収益に対応するものである。

地方公営企業法施行規則別表5の予算書様式第4条に規定されていることから、「4条予算」という。

しほんひ 【資本費】

下水道施設を建設するために借り入れた企業債の支払利息、減価償却費及び資産維持費。

しほんひへいじゅんかさい 【資本費平準化債】

資本費にかかる世代間の公平化を図るために借りる企業債。

企業債の元金償還期間が下水道施設の減価償却期間より通常短いことから発生する元金償還額と減価償却額との差額を後年度

に繰り延べるために発行する。

しゅうえきてきしゅうし さんじょうよさん 【収益的収支】 (= 3 条 予算)

1 事業年度の企業の経営活動に伴い発生が予定されるすべての収益とそれに対応するすべての費用をいう。

地方公営企業法施行規則別表5の予算書様式第3条に規定されていることから、「3条予算」という。

しゅうえきひょうめいさいしよ 【収益費用明細書】

損益計算書の内訳を表したものの。

年度中の経営成績を表す損益計算書には、勘定科目の「目」までが表示されるのに対し、収益費用明細書では「節」まで表示され、経営成績を詳しく知ることができる。

しゅうぜんひきあてきん 【修繕引当金】

企業の所有する設備等について、毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合において、その修繕に備えて設けられる引当金をいう。

なお、数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えるものは特別修繕引当金という。

じゅうぞうざいさんひょうかがく 【受贈財産評価額】

個人、開発業者などから寄付（贈与）を受けた財産の評価額。

しゅうとくかがく 【取得価額】

工事費（税抜き）に事務費や当該工事に係る委託料、補償費などを加えた額。

しゅうひせいしほんてきしゅうしちようせいがく 【消費税資本的収支調整額】

(※正式には、消費税及び地方消費税資本的収支調整額)

補填財源の1つ。

資本的支出にかかる消費税額から資本的収入にかかる消費税額（通常は0円）を差し引いた額。

消費税の納税計算は、3条、4条合わせて、3条予算で執行するため、4条予算の支出にかかる消費税分が、3条予算内（仮受消費税）に留保される。

じょうよきん 【剰余金】

正味財産額のうち資本金額を超過した部分であり、源泉は資本剰余金と利益剰余金に分類される。（【資本剰余金】【利益剰余金】参照）

じょうよきんけいさんしよ 【剰余金計算書】

1年間の剰余金の変動を表す報告書。

貸借対照表に記載される剰余金は、この変動した後の結果と一致する。

主に前年度の剰余金処分計算書における処分内容が表示される。

じょうよきんしよぶんけいさんしよ 【剰余金処分計算書】

剰余金をどのように処分したか（使ったか）を明らかにした報告書。

例年、未処分利益剰余金を条例（平成24年3月議会で条例化）の規定により減債積立金に処分している。

しゅうよひきあてきん 【賞与引当金】

翌年度6月に支払われる予定の期末・勤勉手当のうち、当年度負担相当額（4ヵ月（＝12月～3月）/6ヵ月）について引き当てるもの。

しゅうよひきあてきんくりいれがく 【賞与引当金繰入額】

賞与引当金の計上のため、費用として計上するもの。

【職員給与費】 しよくいんきゅうよひ

給料、手当等、法定福利費をいう。
(賞与引当金繰入額、法定福利費引当金繰入額を含む。)

なお、一般会計においては、「職員給与等費」と表示されている。

【準建設改良企業債】 じゆんけんせつかいるようきぎょうさい

資本費平準化債のことをいう。

【水洗化率】 すいせんかりつ

処理区域内人口に対する水洗化人口の割合。(令和4年度決算：99.53%)

【水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費】 すいせんべんじょにかかるとうかいそうめいれいとくかんじむようけいひ

一般会計繰入金の1つ。
私道内の排水設備助成金、総係費のうち業務従事割合分(令和5年度：17%)などの1/2を繰り入れるもの。

【税込処理方式】 ぜいこみしよりほうしき

消費税の経理処理方法の1つ。
消費税を売上や仕入に含めて経理する方式であり、税抜処理方式と比べ、事務処理が簡単というメリットがある。

【税抜処理方式】 ぜいぬきしよりほうしき

消費税の経理処理方法の1つ。
消費税は最終的には消費者が負担するものという原則から、売上や仕入から消費税を完全に切り離し、仮受、仮払勘定で処理するもの。

春日市下水道事業においては、この「税抜処理方式」を採用している。

- 主な理由として次のことが挙げられる。
- ・消費税は最終的には消費者が負担する

ものであるため、下水道事業における「費用」ではなく、企業会計上は、短期的な通過勘定としての性格のものである。

- ・税抜経理をすることにより、消費税率の変動に左右されない財務諸表の比較が可能となる。

なお、税込処理方式、税抜処理方式のいずれを採用しても、消費税の納税額には変わりはない。

【総係費】 そうがかりひ

事業活動全般に要する経費。
職員給与費、庁舎使用料、電算負担金などが計上される。

【その他未処分利益剰余金変動額】 たみしよぶんりえきじょうよきんへんどうがく

当該事業年度の損益計算以外の要因で発生する利益剰余金の変動額のうち、みなし償却制度の廃止及び組入資本金制度の廃止に伴い発生する未処分利益剰余金の額を記載する欄として、損益計算書様式に追加された項目。

会計基準見直しにより平成26年度決算のみ生じたものであり、以降、発生する予定はない。

【損益勘定留保資金】 そんえきかんじょうりゅうほしきん

3条予算における費用のうち、現金の支出を必要としない費用。

主に、減価償却費(長期前受金戻入を除く)、固定資産除却費をいう。

【損益計算書】 そんえきけいさんしょ

1 営業期間における企業の経営成績を明らかにする報告書。

1 営業期間内に得たすべての収益と、これに対応するすべての費用を記載し、純損

益とその発生由来を表示している。

バランスシート (B/S) (= 貸借対照表) に対して、P / L (Profit & Loss Statement) と呼ばれる。

た行

【貸借対照表】

年度末における企業の財政状態 (財産の残高) を明らかにする報告書。

年度末において企業が保有するすべての資産、負債及び資本を総括的に表示している。

左側の「資産」と右側の「負債・資本」が同額でバランスしているため、バランスシート (B/S) と呼ばれる。

【耐用年数】

固定資産の取得価額を費用化する年数を行い、物理的な寿命を表したものではない。

有形固定資産、無形固定資産の耐用年数は、地方公営企業法施行規則別表第 2 号、第 3 号にそれぞれ規定されている。

【単式簿記】

1 つの経済活動について、「現金の減少 (変動)」という一つの側面 (= 単式) のみを記録する方法。

(例) 100 万円で物品を購入した場合、現金が 100 万円減少する。

【地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費】

一般会計繰入金の 1 つで、児童手当法に規定する児童手当の給付に要する経費の一部 (3 歳未満は 15 分の 8、3 歳以上中学校終了前は全額) に繰出すための経費。

【地方公営企業法】

地方自治法、地方財政法、地方公務員法の特別法として位置づけられる法律。

地方公営企業法に定めがない場合、これらの法律が適用される。

【地方公共団体金融機構】

(旧公営企業金融公庫)

地方債計画に計上された公的資金として貸付を行う。地方公共団体に対して長期かつ低利の資金を融通し、資本市場からの資金調達に関して支援を実施することで、地方団体の財政の健全な運営及び住民の福祉の増進に寄与するものである。

【地方債】

地方公共団体が資金調達のために国などから借り入れる長期借入金で、その償還が 1 会計年度を超えて行われるもの。

【注記】

財務諸表を作成するに当たり採用した会計処理の基準及び手続を表示したもの。

【長期前受金】 (= 繰延収益)

負債のうち、減価償却を行うべき固定資産の取得または改良に充てるための補助金等の財源をいう。

固定負債・流動負債が、後日、他人に対して支払うべき金銭債務のことをいうのに対し、繰延収益は、補助金等により取得又は改良した固定資産の減価償却等を行う際に、償却見合い分を順次収益化し、損益計算書に計上することにより、減価償却費をどのような財源で賄ったかを明確にしておくためのものであり、会計上の負債に過ぎないものである。

ちようきまえうけきんれいにゆう 【長期前受金戻入】

減価償却費のうち、長期前受金を財源として取得した部分を収益化したもの。

現金収入はなく、会計上、収益として処理したものに過ぎない。

ちようぼか がく 【帳簿価額】

資産の取得価額から減価償却累計額を差し引いた額。

ちよくせつほう 【直接法】 けいさんしよ (キャッシュ・フロー計算書)

キャッシュ・フロー計算書の作成方法の1つ。

営業収入、人件費に係る支出など主要な取引ごとにキャッシュ・フローを表示する方法。

ちよくせつほう 【直接法】 げんかしょうきやくひ (減価償却費)

無形固定資産における減価償却費の計上方法。

費用として借方に計上した減価償却費と同じ金額を貸方に計上し、無形固定資産を直接減額する。

てあてとう 【手当等】

予算上、地方自治法に規定する手当（扶養手当、地域手当など）ではない「児童手当」を含むため、手当「等」とされる。

ていがくほう 【定額法】

減価償却の方法の1つ。毎年一定額の減価償却費を算出する方法。

有形固定資産については「定額法」または「定率法」により、無形固定資産については「定額法」により、減価償却費を計上する。

春日市下水道事業が所有する償却資産に

ついては、すべて「定額法」により減価償却費を計上している。

ていりつほう 【定率法】

減価償却の方法の1つ。毎年、帳簿価額に対し、一定の割合（率）で減価償却費を算出する方法。

帳簿価額は毎年減少していくため、減価償却費も年々減少していく。

とくていしゅうにゆう 【特定収入】

仮払消費税によって仮受消費税を減額することが適切ではない場合の、その不課税収入のこと。

具体的には、国庫補助金や一般会計繰入金などを課税仕入（工事請負費や修繕費など）に充てた場合のその補助金や繰入金のことをいう。

とくべつそんしつ 【特別損失】

事業の通常の経営に伴うものでなく、災害損失等のため、臨時かつ巨額の支出が必要とされるものや、その発生の実事過去の年度に属すると考えられるもの。

とくべつ ちほうさい 【特別の地方債】

国庫補助金の分割交付制度に伴い許可された地方債。交付決定を受けた5か年分の補助金相当額のうち、初年度に交付を受ける5分の1の補助金を除いた、後年度分5分の4相当額を初年度に発行し、これにかかる利子相当額については別途、国庫補助金が交付された。（昭和50年度創設、平成17年度廃止）

とくべつりえき 【特別利益】

経常的な損益計算に算入されないもの。

流域下水道維持管理負担金の剰余金返還金などが該当。

＜参考：流域下水道維持管理負担金剰余金返還金＞

(単位：円)

平成 25 年度	57,656,783
令和元年度	139,304,373
令和 2 年度	80,218,832
令和 3 年度	53,229,579
令和 4 年度	25,199,478

な行

ないぶりゆうほしきん 【内部留保資金】

企業内に留保してある資金で、補填財源として使用される。

は行

はっせいしゆぎ 【発生主義】

現金の収支のみならず、物品、役務等経済価値の変動を伴うあらゆる事実について経済活動の発生の時点で整理・記録しようとするもの。

地方公営企業法第 20 条において、「地方公営企業においては、その経営成績を明らかにするため、すべての費用及び収益を、その発生の事実に基づいて計上し…」とし、また、「その財政状態を明らかにするため、すべての資産、資本及び負債の増減及び異動を、その発生の事実に基づき整理しなければならない。」と、発生主義の採用を明示している。

これに対して、現金のみに着目し、現金の移動のあった時点でその事実を収入・支出に区分して計上する経理の考え方を現金

主義という。

ひきあてきん 【引当金】

将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当該事業年度以前の事業に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる金額をいう。

春日市では引当金として、貸倒引当金、賞与引当金、法定福利費引当金を計上している。

ふくしきぼき 【複式簿記】

1 つの経済活動について、「物品の増加」と「現金の減少」という 2 つの側面（＝複式）から捉えて記録し、企業の経営成績や財政状況を正しく把握しようとする方法。

（例）100 万円で物品を購入した場合、物品が増加するかわりに現金が減少する。

ふめいすい 【不明水】

本来、汚水のみを処理する処理場に流入する雨水や地下水のこと。

管の継手や破損部分からの流入、雨水管の誤接続などが原因とされる。

ふめいすい しよりに よう けいひ 【不明水の処理に要する経費】

一般会計繰入金の 1 つ。

計画汚水量を定めるときに見込んだ地下浸入割合である 15%を超える不明水が生じた場合に、その超える不明水の処理に要する維持管理費に相当する額を繰り入れるもの。

ぶんりゆうしきげすいどう 【分流式下水道】

汚水と雨水とを別々の管渠に集めて排除する下水道。春日市はすべて分流式下水道である。

公共用水域の水質保全の効果が高く、合

流式に比べ公的な便益がより大きく認められる一方、建設コストでは汚水・雨水別々の管を整備する必要があるため、合流式に比べ割高となる。

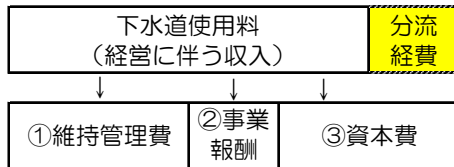
【^{ぶんりゅうしきげすいどうとう}分流式下水道等に要する経費^{ようけいひ}】

一般会計繰入金の1つ。

分流式下水道に要する資本費のうち、その経営に伴う収入（＝下水道使用料）をもって充てることができないと認められるものに相当する額を一般会計から繰り入れるもの。

経営に伴う収入（＝下水道使用料）をもって充てることができないと認められるものは、適正な使用料を徴収してもなお使用料で回収することが困難であるものをいい、適正な使用料を徴収することなく安易に一般会計からの繰出しを行わないこととされる。

（イメージ図）



【^{ほうかつきみんかんいたく}包括的民間委託^{ほうかつきみんかんいたく}】

民間事業者の創意工夫やノウハウの活用により、効率的・効果的に運営できるよう、複数の業務や施設を包括的に委託すること。

【^{ほうていふくりひひきあてきん}法定福利費引当金^{ほうていふくりひひきあてきん}】

翌年度6月に支払われる予定の期末・勤労手当に係る法定福利費のうち、当年度負担相当額（4ヵ月（＝12月～3月）/6ヵ月）について引き当てるもの。

【^{ほうていふくりひひきあてきんくりいれがく}法定福利費引当金繰入額^{ほうていふくりひひきあてきんくりいれがく}】

法定福利費引当金の計上のため、費用として計上するもの。

【^{ほうていき}法適^{ほうていきよう}（法適用）^{ほうていき}】

地方公営企業法の全部又は一部（財務規定）を適用していることをいう。

春日市下水道事業は、平成元年4月から一部適用している。

【^{ほうひていき}法非適^{ほうひていきよう}（法非適用）^{ほうひていき}】

地方公営企業法を適用していない事業をいう。地方自治法第209条第2項に定める特別会計となる。

【^{ほてんざいげん}補填財源^{ほてんざいげん}】

4条予算における不足額を賄うもの。

消費税資本的収支調整額、減債積立金、損益勘定留保資金（減価償却費、固定資産除却費）で構成される。

ま行

【^{みしゅうきん}未収金^{みしゅうきん}】

債権は発生しているが、その収入が終わっていないもの。

決算（年度末）における未収金は主に下水道使用料の第6期分、国庫補助金などで構成される。

【^{しょうきやくせいど}みなし償却制度^{しょうきやくせいど}】

固定資産を取得するために交付された補助金や負担金などを引いた金額を当該資産の帳簿価額とみなして、減価償却費を計上する制度。

みなし償却制度においては、補助金相当額が減価償却されないため、貸借対照表上、資産価値の実態を適切に表示できないこと、同制度の採用が各地方公営企業の任意の判

断によるものであり、地方公営企業間の財務諸表の比較が困難であることから、会計基準見直しにより、平成 26 年度から、みなし償却制度は廃止された。

みばらいきん 【未払金】

債務は発生しているが、その支払いが終わっていないもの。

決算（年度末）における未払金は主に年度末に竣工した工事請負費や修繕費、流域下水道維持管理負担金の年度精算期、企業団への賦課徴収委託料の下半期分などで構成される。

むけいこていしきん 【無形固定資産】

営業活動の基礎となるような財産的価値のある法律上又は事実上の権利のこと。

具体的には、水利権、借地権、地上権、特許権、施設利用権、電話加入権などが含まれ、有償で取得したものに限り、資産計上される。

春日市下水道事業においては、福岡県が管理する流域下水道の施設利用権を所有する。

や行

ゆうしゅうすいりょう 【有収水量】

使用料の対象となる水量。

よんじょうよきん しぼんてきしゅうし 【4条予算】（＝資本的収支）

将来の経営活動に備えて行う建設改良及びそれに係る企業債償還金等の支出とその財源となる収入をいう。

支出の効果が翌事業年度以降に及び、将来の収益に対応するものである。

地方公営企業法施行規則別表 5 の予算書様式第 4 条に規定されていることから、「4 条予算」という。

5行

りえきじょうよきん 【利益剰余金】

公営企業の経営活動の結果として生じた利益。

りゅういきげすいどうひ 【流域下水道費】

流域下水道維持管理負担金が計上される。

りゅういきげすいどう けんせつ よう けいひ 【流域下水道の建設に要する経費】

一般会計繰入金の 1 つ。

広域的な水質保全を図る観点から、流域下水道の整備を推進するため、建設改良費の一部について繰出すもの。

県の流域下水道に対して支出した建設費負担金の 40%とされる。

ただし、平成 12 年度以降は、当該繰出しに代えて、臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する額とする。

（利息分は 3 条予算、元金分は 4 条予算）

りゅうどうしきん 【流動資産】

現金預金、未収金などのように販売過程を経ないで容易に現金化されるものであり、短期負債の償還に充てることができる。

りゅうどうふさい 【流動負債】

負債のうち、事業の通常取引において 1 年以内に償還しなければならない短期の債務。

りんじざいせいとくれいさい 【臨時財政特例債】

国庫補助金の補助率引き下げ（10 分の 6→10 分の 5）による補助金の減額分（10 分の 1）を起債したもの。

その元利償還金相当額を交付税措置して一般会計から繰出すこととされた。

春日市では、昭和 60 年度～平成 4 年度まで発行しており、償還は令和 5 年度が最後となる。

【臨時財政特例債の償還に要する経費】

一般会計繰入金の 1 つ。

臨時財政特例債の元利償還金について繰り入れるもの。

(利息分は 3 条予算、元金分は 4 条予算)

【臨時措置】

流域下水道建設負担金に係る一般会計繰出基準(ただし書き)に示される臨時的な措置。

(【流域下水道の建設に要する経費】参照)

わ行

【ワン・イヤー・ルール】

=1 年基準(【1 年基準】参照)